

新旧対照表 (京都府舞鶴市)

新	旧
<p>地域再生計画</p>	<p>地域再生計画</p>
<p>1 ～ 4 省略</p>	<p>1 ～ 4 省略</p>
<p>5 目標を達成するために行う事業</p>	<p>5 目標を達成するために行う事業</p>
<p>5-1 全体の概要</p>	<p>5-1 全体の概要</p>
<p>舞鶴市では、「京都府水洗化総合計画」との整合性をはかりながら、平成21年度に「舞鶴市水洗化総合計画」の見直しを行い、平成27年度の全市水洗化を目指し、下水道や浄化槽等の有する特性や経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、より効率的に公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽の整備（市町村設置と個人設置）を進めている。</p>	<p>舞鶴市では、「京都府水洗化総合計画」との整合性をはかりながら、平成21年度に「舞鶴市水洗化総合計画」の見直しを行い、平成27年度の全市水洗化を目指し、下水道や浄化槽等の有する特性や経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、より効率的に公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽の整備（市町村設置と個人設置）を進めている。</p>
<p>公共下水道は、舞鶴市の東・西・中市街地等の人口密集地区を中心に、東・西処理区に分けて整備を進めており、昭和35年に事業に着手し、東処理区は昭和44年、西処理区は平成7年、中地区については平成9年に供用を開始し、現在、比較的整備率が低い西処理区中心に、処理区の拡大及び施設の拡張に努めている。</p>	<p>公共下水道は、舞鶴市の東・西・中市街地等の人口密集地区を中心に、東・西処理区に分けて整備を進めており、昭和35年に事業に着手し、東処理区は昭和44年、西処理区は平成7年、中地区については平成9年に供用を開始し、現在、比較的整備率が低い西処理区中心に、処理区の拡大及び施設の拡張に努めている。</p>
<p>事業計画については、昭和33年6月27日に東処理区、昭和60年1月8日に西処理区の事業認可を受け事業に着手し、<u>現在、平成22年3月の事業（変更）認可を受け整備を進めている。</u></p>	<p>事業計画については、昭和33年6月27日に東処理区、昭和60年1月8日に西処理区の事業認可を受け事業に着手し、<u>平成17年6月24日に東西処理区の事業（変更）認可を受け、処理区の拡大に向け事業を進めており、現在、平成22年3月の事業（変更）認可を目指し手続き中である。</u></p>
<p>特定環境保全公共下水道は、自然公園区域内の水系水質保全や農村漁村</p>	<p>特定環境保全公共下水道は、自然公園区域内の水系水質保全や農村漁村</p>

の生活改善を目的としており、3処理区が対象で、昭和58年に事業認可を受け、3地区全ての事業が完了した。

なお、公共下水道及び特定環境保全公共下水道を合わせた、平成20年度末の汚水処理人口普及率は、約84.1%である。

集落排水は、農村漁村の生活環境の改善や農業漁業の生産環境の保全等を目的としており、農業集落排水については、8地区が対象で、瀬崎、大丹生等の7地区で事業が完了し、現在は白杉地区で事業を進めている。

漁業集落排水については、3地区が対象で、平成3年に事業着手し、平成12年に全て事業が完了している。

浄化槽整備は、個人設置と市町村設置の2手法により整備を進めることとしている。

個人設置は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的に、浄化槽設置整備事業により、浄化槽設置者に対し、費用の一部を補助する制度で、平成8年度から開始しており、公共下水道計画区域外及び農業・漁業集落排水事業区域外並びに市町村設置区域で事業に着手していない地域の浄化槽地区が対象で、計1,025基に補助を実施している。

以下省略。

#### 5-2 法第5条の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

・公共下水道・・・平成22年3月に事業認可

・農業集落排水施設・・・平成21年4月に事業採択の通知を国より受けている。

[事業主体]

の生活改善を目的としており、3処理区が対象で、昭和58年に事業認可を受け、3地区全ての事業が完了した。

なお、公共下水道及び特定環境保全公共下水道を合わせた、平成20年度末の汚水処理人口普及率は、約84.1%である。

集落排水は、農村漁村の生活環境の改善や農業漁業の生産環境の保全等を目的としており、農業集落排水については、10地区が対象で、瀬崎、大丹生等の7地区で事業が完了し、現在1地区で事業を進めている。

漁業集落排水については、3地区が対象で、平成3年に事業着手し、平成12年に全て事業が完了している。

浄化槽整備は、個人設置と市町村設置の2手法により整備を進めることとしている。

個人設置は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的に、浄化槽設置整備事業により、浄化槽設置者に対し、費用の一部を補助する制度で、平成8年度から開始しており、公共下水道計画区域外、農業・漁業集落排水事業区域並びに市町村設置区域で事業に着手していない地域の浄化槽地区が対象で、計996基に補助を実施している。

以下省略。

#### 5-2 法第5条の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

・舞鶴市

[施設の種類]

- ・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽（市町村設置型）、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道 舞鶴市の区域のうち西処理区、詳細は別紙による。
- ・農業集落排水施設 白杉地区  
以下省略。

[事業期間]

- ・公共下水道 平成22年度～平成26年度
- ・農業集落排水施設 平成23年度～平成24年度
- ・浄化槽（市町村設置型） 平成24年度～平成26年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成22年度～平成26年度

[整備量]

- ・公共下水道  $\phi 50 \sim 400$  64,900m
- ・農業集落排水施設  $\phi 75$  200m
- 処理場 1箇所
- ・浄化槽（市町村設置型、個人設置型） 180基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道（西処理区） 約5,000人

農業集落排水施設（白杉地区） 約130人

浄化槽（市町村設置型） 舞鶴市の全域で約260人

浄化槽（個人設置型） 舞鶴市の全域で約130人

・舞鶴市

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽（市町村設置型）、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道 舞鶴市の区域のうち西処理区、詳細は別紙による。  
以下省略。

[事業期間]

- ・公共下水道 平成22年度～平成26年度
- ・浄化槽（市町村設置型） 平成24年度～平成26年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成22年度～平成26年度

[整備量]

- ・公共下水道  $\phi 50 \sim 400$  64,900m
- ・浄化槽（市町村設置型、個人設置型） 180基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 西処理区で約5,000人

浄化槽（市町村設置型） 舞鶴市の全域で約260人

浄化槽（個人設置型） 舞鶴市の全域で約130人

[事業費]

公共下水道	3,541,000千円
(うち交付金	1,770,500千円)
農業集落排水施設	158,000千円
(うち交付金	79,000千円)
浄化槽(市町村設置型)	137,115千円
(うち交付金	45,705千円)
浄化槽(個人設置型)	26,251千円
(うち交付金	8,750千円)
合計	3,862,366千円
(うち交付金	1,903,955千円)

5-3 その他の事業

○公共下水道事業(特環を含む)

生活環境の改善と公共水域の水質の保全を目的として、市街地及び周辺地域における下水処理人口の普及を引き続き促進する。

削除

以下省略

[事業費]

公共下水道	3,541,000千円
(うち交付金	1,770,500千円)
浄化槽(市町村設置型)	137,115千円
(うち交付金	45,705千円)
浄化槽(個人設置型)	26,251千円
(うち交付金	8,750千円)
合計	3,704,366千円
(うち交付金	1,824,955千円)

5-3 その他の事業

○公共下水道事業(特環を含む)

生活環境の改善と公共水域の水質の保全を目的として、市街地及び周辺地域における下水処理人口の普及を引き続き促進する。

○農業集落排水事業

農業用排水の水質保全、農業用排水施設維持管理または農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的に、原則として農業振興地域で集落単位の集合処理を行い、水洗化人口の普及促進を引き続き促進する。

以下省略。